

## I 調査研究事業

### (1) 世界の貿易ルールとその実態に関連する調査研究

#### 1. 米国の FTA 戦略と我が国経済への影響

##### イ. 調査の目的

米国の FTA はイスラエル、次いでカナダとの FTA、さらに北米自由貿易協定 (NAFTA) と広がり、2001 年のブッシュ政権によって FTA 交渉相手国は中東、アフリカ、中米、アジア諸国など一挙に拡散した。FTA 締結国を増やすだけでなく、米国はサービス貿易の開放、知的財産権保護、政府調達、電子商取引、労働・環境規定など WTO 協定を超える要素を協定に取り込んでいく意欲も強い。

米国は世界の国内総生産の 4 分の 1 を占めるだけに締結する FTA の経済的な影響力も大きく、FTA を締結していない国に及ぼす影響も無視できない。このため、米国の FTA 政策がこれまでどのように展開し、どのような特色をもっているのか、2009 年 1 月に発足したオバマ政権の FTA 政策をどのように考えるべきかなど、明らかにすべき問題は多い。

##### ロ. 調査結果の概要

第 1 章「米国の自由貿易協定 (FTA) - 政策の展開と貿易動向」は、米国が 1980 年半ばに地域経済統合政策をとるに至った経緯、その後の FTA 政策の展開、米国が締結した FTA の構成要素の特色、大統領の貿易促進権限 (TPA) と FTA 交渉との関係などについて検証した後、統計データが十分取れる期間を経たイスラエル、ヨルダン、NAFTA について米国および FTA 締結国への貿易効果を分析している。

ここでは、イスラエルやヨルダンなど小国との FTA では米国に目立った貿易上の変化は起きていないが、締結相手国の対米輸出に大きな効果が現れていることが示されている。ヨルダンの対米輸出が繊維製品を中心に急増したのは、メキシコのマキラドールに似た QIZ (Qualifying Industrial Zone) の役割が大きいことがわかる。一方、NAFTA では、米国の対中貿易の拡大によって、2000 年頃をピークにしてカナダおよびメキシコの対米依存度が低下し、とりわけ両国の対米輸入依存度は 2007、8 年には 50% 前後にまで急減した。NAFTA 発足当時、対米輸入依存度が 7、8 割に達していた状況から比較すると、これは大きな変化である。

第 2 章「米国 FTA の動向と NAFTA 型 FTA の特徴」は、まず世界における FTA の潮流を俯瞰し、発効した FTA および関税同盟は 1989 年末時点で 18 件しかなかったが、90 年代に 51 件、2000～08 年の 9 年間に 91 件増え、2008 年 11 月現在 160 件が発効していることを示している。また、地域別に見ると欧州・中近東・アフリカが全体の 53%、アジア 19%、米州 13%、地域横断型 16% という構成で、FTA の内容が関税から投資、サービスに深化している状況が検証されている。

次いで、米国が押し進めている FTA を包括的かつ高度な自由化を求める NAFTA 型と規定し、物品、投資、サービス貿易の自由化および政府調達市場の開放の実態を分析している。ここでは、WTO の関税引き下げが譲許税率を基準にしているのに対して、FTA では実効税率をもとに関税の引き下げが行われること、メキシコが NAFTA による自由化を契機に域外国に対しても MFN ベースで投資の自由化を実施していることが明らかにされている。また、WTO では政府調達協定 (GPA) に加盟している国・地域は 13 に過ぎず、メキシコは GPA 未加盟であるが、NAFTA 締結によって米国企業はメキシコの政府調達市場で内国民待遇を得たことが示されている。

第 3 節では、2008 年 9 月に P4 への参加の意思を表明したように、米国のアジア・太平洋地域における FTA 競争が本格化すれば、FTA が FTA を呼ぶ「FTA の連鎖」を生む可能性が指摘されている。

第 3 章「オバマ政権の FTA 戦略 - ブッシュ前政権との異同」は、オバマ政権の FTA を含む通商政策の方向を解明している。第 1 節では 2008 年の大統領選挙における論戦を通して明確になったオバマ、ヒラリー両候補の政策を比較検討し、両者が力説した NAFTA 再交渉論の実効性を本気で信じている識者が皆無であったことを現地調査の結果として挙げ、オバマの通商観で注意すべきは「公正貿易」の概念だとしている。また、「環境・労働・雇用への配慮」を軸に「通商協定の見直し」を公約したオバマに通商への制限論者とのレッテルを貼るのは間違いで、通商問題の現実の政策選択の幅は意外と小さいという米国人専門家の見方を紹介している。

第 2 節では、これまでの米国の FTA を経済効果優先、途上国の市場開放と経済成長、米国の安全保障、これらの混合という 4 つのパターンに分けたうえで、オバマ政権はブッシュ前政権のような FTA 積極展開とは違った様相を見せるのではないかと分析している。第 3 節では、アジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP) 構想の含意が、東アジア地域への米国の関与強化の表明にあると指摘し、「アジアへの思い入れが強いといわれる」オバマ政権は FTAAP に対して「アジア・アプローチの布石として積極的に取り組む」可能性が高いと指摘している。

第 4 章「通商政策の歴史からみた現時点の位置づけ - 1930 年代との対比」は、1930 年スムート・ホーリー法および 1934 年互惠通商協定法成立の分析に基づき、現在の世界金融危機に対応してオバマ政権が一転して保護主義政策に向かう可能性は低く、ローズベルト大統領と同様、オバマ政権の通商政策は国内経済政策の成果如何にかかっていること、また米国が進める貿易自由化ではブッシュ前政権とは異なり労働者、中間層といった社会層の意向を踏まえたものに調整されていくと結論付けている。

分析の過程で第 1 節では、米国の関税政策史をたどり、大恐慌の結果、スムート・ホーリー法が成立したと理解するのは誤りであり、同法はそれ以前から続いていた強い保護主義政策を引き継いだものであることを検証している。第 2 節では、大恐慌の影響で成立した通商法は 1934 年互惠通商協定法であり、19 世紀末から続く国外市場拡大の意識と国内産業保護の姿勢が、同法によって米国が低関税化を進める原動力に

なつたと分析している。第3節はスムート・ホーリー法の成立過程を詳細に検討する。フーバー大統領が同法に署名した最大の要因は、高関税政策に対する支持ではなく、大統領に関税引き下げ権限を認める伸縮関税条項を包含させることにあつたとの認識に立って、伸縮関税条項の成立、継続、および同条項がスムート・ホーリー法に盛り込まれる過程を詳細に分析し、フーバー大統領に対する通説的な見解を正している。

第5章「公正貿易を巡る米国内の議論とオバマ政権の通商政策」は、米国において近年自由貿易に対する支持基盤が崩れつつある現実に注目し、その原因と今後の貿易政策の方向を検証する。第1節では、一般市民レベルで保護主義傾向が強まるなかで、従来保護主義の別名であつた「公正貿易」が外交評議会のような機関でも政策分析の対象として取り上げられ、正統派と言われるエコノミストのなかにも自由貿易主義の問題点を指摘する人々が現れている現状を紹介する。第2節では、自由貿易の基盤が軟化した要因を検討し、自由貿易論を再強化するための方策としてサマーズ現国家経済会議議長の処方箋と問題点を挙げ、サマーズの主張するグローバル経済における規制の強化や労働、環境規制の国際的調和、平準化も進め方によっては保護主義化しかねないと指摘する。

第3節では、「民主、共和両党の通商政策は目指す理念や言語表現方法は異なつても実際の政策の違いは余り大きくない」、「通商政策は政権が交代しても前政権の課題や政策が引き継がれることが多い」との認識に立ちながらも、オバマ政権の通商政策の基本は公正貿易にあり、労働および環境基準を重視すると指摘する。第4節では、民主党が自由貿易擁護派と公正貿易派に分裂している現状が、オバマ政権のFTAを含む通商政策を不安定化させる可能性が高いと指摘している。